

木の香る都市づくり事業実施要領

(趣 旨)

森林は地球温暖化の防止、生物多様性の保全など環境保全機能のほか、水源のかん養、災害の防止など多様な公益的機能を有している。しかし、近年、手入れが進まない森林、里山林の増加により、公益的機能の低下が危惧されている。

こうした中、愛知県においては、山から街まで緑豊かな愛知の実現を目指して「あいち森と緑づくり税条例」(平成 20 年愛知県条例第 2 号。以下「税条例」という。)及び「あいち森と緑づくり基金条例」(平成 20 年愛知県条例第 5 号。以下「基金条例」という。)を制定したところである。

この基金条例第 1 条に規定する施策のうち、森林整備の意義や木材活用の効果について普及啓発を進めるため、多くの県民が利用する PR 効果の高いモデル的な施設の県産木材利用に対して支援する施策を「木の香る都市づくり事業」(以下、「本事業」という。)とする。

本事業の実施については、愛知県補助金等交付規則(昭和 55 年愛知県規則第 8 号。以下「規則」という。)、あいち森と緑づくり事業補助金交付要綱(平成 31 年 3 月 29 日付け 30 森保第 437 号農林水産部長通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(用語の定義)

第 1 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間施設等

民間事業者等が運営する施設及び公共建築物(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号。以下「法律」という。)第 2 条第 2 項及び同法施行令第 1 条の規定による)。

(2) 木造化

建築物の構造耐力上主要な部分(柱、梁・桁等)の全て又は一部(RC(鉄筋コンクリート)造や S(鉄骨)造との混構造(ハイブリッド)のものを含む。)を木造とすること。

(3) 内装木質化

建築する施設の内装の全て又は一部(その他、建築物の装飾に係るものを含む)を木資材(板材、角材、フローリング等)で施工すること。

(補助対象施設)

第 2 多くの県民が利用する県内の民間施設等で、「あいち認証材」を利用した木造化、内装木質化、木製品品の導入により、県産木材利用の高い PR 効果が得られるものを対象とし、愛知県公式 Web サイト等で公表する期限までに実績報告書が提出できるもの。

2 市町村が整備する施設については、400 m²以上の広域的な集客施設に限る。

3 補助対象事業の採択決定時に、事業着手及び完成しているものは対象外とする。なお、事業着手とは、木造化、内装木質化については補助対象となる木工事の着手時点、木製品品の導入については備品の発注時点をいう。

(補助対象経費)

第3 「あいち認証材」を利用した木造化、内装木質化、木製備品を導入する（木製備品については木造化、内装木質化と併せて導入するものに限る）経費の一部を支援する（ただし、国庫補助事業、その他の補助金の交付の対象となる経費は除く）。対象となる経費については、別表1のとおりとする。

(補助内容)

第4 補助対象となる経費の2分の1以内で補助する。ただし、木造施設の場合、床面積1㎡当たり10万円を乗じた額と比較し、いずれか低い額とする。また、木製備品導入は1施設当たり300万円を助成限度額とする。

(事業実施主体)

第5 事業実施主体は、以下の1, 2に掲げる要件をいずれも満たす者であること。

- 1 民間事業者、市町村、地方公共団体が出資する法人、PFI事業者、あいち認証材の利用に取り組む木材関連業者等の組織する団体、NPO法人等の建築主又は補助対象施設の設計者、施工者であること。（建築主以外の者が事業主体となる場合は、建築主の承諾書（様式13）及び覚書（様式14）を提出すること）。
- 2 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(事業への応募)

第6 本事業に応募しようとする事業実施主体は、次の書類を所管の農林水産事務所長（名古屋市内にあっては農林基盤局長）（以下「所長等」という。）に愛知県公式Webサイト等で公表する方法で応募期間内に提出するものとする。

- (1) 事業応募書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 申立書（様式3）

2 農林水産事務所長は、応募書類一式を添えて、知事（県庁）へ進達するものとする。

(補助対象事業及び補助金上限額の決定)

第7 第6により提出のあった事業応募書について、別に定める外部有識者等を含む事業選定委員会において、PR効果の高いモデル的な施設を選定する。

- 2 知事は、前項の選定結果を踏まえ、補助対象事業及び補助金上限額を決定する。
- 3 前項の結果については、応募のあったすべての事業実施主体へ通知する。（様式5）

(応募の取下げ)

第8 事業実施主体は、選定結果通知の前に応募を取り下げる場合は、木の香る都市づくり事業応募取下げ届（様式4）を所長等に提出するものとする。

(補助金交付の手続き)

第9 第7の2の結果を受け、本事業を実施しようとする事業実施主体は、要綱に基づき、補助金交付の手続きを、採択の通知があった日から30日以内に行うものとし、これに必要な書類を所長等に提出するものとする。

(事業実施)

第10 事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた後、適正に事業を行うものとする。

- 2 事業実施主体は、交付決定後に事業着手した場合は、速やかに事業着手届（様式8）を所長等に提出するものとする。

3 事業実施期間中、「あいち森と緑づくり事業」及び「木の香る都市づくり事業」の

PR のぼり旗を施工現場に掲示すること。

(早期着手)

第11 事業実施主体は、次の件に該当する場合は交付決定前に着手することができる。

- (1) 社会情勢等よりみて、特に緊急に事業を実施する必要のあるもの。
- (2) 時期的・季節的に早期着手を必要とするもの。
- (3) 事業が分割不可能なもの又は分割施行することによって事業費が非常に不経済になるもの。

2 事業実施主体は、交付決定前に整備事業の着手を行う場合は、早期着手協議書（様式9）を所長等に提出するものとする。

3 所長等は、提出された早期着手協議書について、やむを得ないと認めた場合は必要な条件を付して事業実施主体に早期着手承認通知書（様式10）により通知するものとする。ただし、所長等は事業実施主体に対し、早期着手の承認が整備事業として補助金を交付することを前提としたものではなく、事業内容等を協議する趣旨であることを了承させ、当該協議書の中に補助金が交付されなかった場合は、その経費の全額を事業主体等で支弁する旨を表示させておかなければならない。

4 事業実施主体は、早期着手により整備事業に着手した場合は、速やかに早期着手届（様式11）を所長等に提出するものとする。

5 早期着手が行われた場合には、事業実施主体は補助金交付の申請に際し、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び要綱に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 早期着手承認通知書の写し
- (2) 事業が完了しているときは、実績報告書
- (3) その他必要な書類

(事業計画の変更)

第12 事業実施主体は採択通知後に、事業計画内容について、次に該当するいずれかの事項が生じた場合には、すみやかに、事業変更計画書（様式6）を所長等に提出し、知事の承認（様式7）を受けなければならない。

＜事業変更計画の承認が必要となる事項＞

- (1) 補助対象事業費が2割以上減額となる場合。減額が2割未満であっても、選定結果通知書に示した補助金上限額が変更後の補助対象事業費の1/2を上回る場合には変更承認が必要。
- (2) 木造化におけるあいち認証材の利用量、内装木質化におけるあいち認証材の木質化面積の数量が2割以上減となる場合。
- (3) 木製備品の導入個数が減となる場合、又は、寸法等仕様の大幅な変更（2割以上の寸法減など）の場合。
- (4) その他、意匠、構造等の変更により木材利用のPR効果が大きく変更となる場合。

2 農林水産事務所長は、事業変更計画書類一式を添えて知事（県庁）へ進達するものとする。

3 知事は、前項により提出のあった事業変更計画書について、必要に応じて事業選定委員会に意見を求め、その意見を踏まえて審査し、補助対象事業及び補助金上限額を決定する。

4 前項の審査結果について、当該事業実施主体へ通知する（様式7）。

(補助対象事業の廃止)

第13 事業実施主体は採択通知後に、当該補助対象事業を廃止する場合には、要綱第9に定める廃止申請書(様式第3号(第8・9関係))を所長等に提出し、その承認(様式第4号(第8・9関係))を受けなければならない。

(実績報告)

第14 補助対象部分の工事完了をもって事業の完了とし、事業が完了した事業実施主体は要綱第10に定める実績報告書(様式第5号(第10関係))に実績書(様式2)を添えて所長等に提出するものとする。

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は第2で定める日のいずれか早い期日までとする。

3 所長等は「農林水産関係事業等検査要領」の補助事業に準じて補助金対象事業の完了確認を行うものとする。

(利用状況報告)

第15 事業実施主体は、事業実施の翌年度から起算して5年間、毎年度の施設利用状況を、木の香る都市づくり事業利用状況報告(様式12)により、毎翌年度の6月30日までに所長等に提出するものとする。

2 補助対象施設の利用者の多くが目にすることができる箇所に、「愛知県産木材のPR」となる文言を記載した木製表示板等を設置し、これらの掲示状況がわかる写真を初回の施設利用状況報告時に提出すること。

(情報の公開・活用等)

第16 本事業を活用した施設については、県産木材利用の優良事例として、広く県民にPRするため、事業内容に関する情報を使用することがある。

2 県産木材利用のPRのため、県が行う調査や施設見学等に協力すること。

(建築物木材利用促進協定の締結)

第17 補助対象事業の建築主は、本事業の実施にあたり、法律第15条に基づく建築物木材利用促進協定について、国、愛知県、県内市町村のいずれかと協定の締結に努めるものとする。ただし、既にいずれかと協定締結済みの場合は、この限りではない。

2 協定の締結者は、原則として建築主とする。ただし、設計者又は施工者による協定の締結を妨げない。

(補則)

第18 この要領に定めのない事項については別に定める。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

改正後の要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

改正後の要領は、令和3年1月1日から施行する。

(附則)

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

改正後の要領は、令和４年３月２５日から施行する。

（附則）

改正後の要領は、令和５年４月１日から施行する。

（附則）

改正後の要領は、令和６年４月１日から施行する。

（附則）

改正後の要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1 対象経費

補助対象とする経費は以下のとおりとする。

なお、補助金額は千円未満を切り捨てた金額とする。

	事業内容	補助対象経費
1	木造化	木工事資材費（構造材、下地材等）
		施工費
2	内装木質化	内装木質化資材費
		施工費
3	木製備品	備品購入・製作費
		取り付け費

※木製備品については、木造化、内装木質化と併せて導入するものに限る（備品導入と併せた木造化、内装木質化については、年度内に完了する国庫補助事業等によるものも可）。

※補助対象経費は、原則、あいち認証材を利用する部分に限る。

様式 1

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

事業実施主体 住所
名称
代表者名

木の香る都市づくり事業応募書

木の香る都市づくり事業に応募したいので、木の香る都市づくり事業実施要領第 6
に基づき、下記のとおり関係書類を提出します。

記

1 事業計画書（実績書）（様式 2）

添付資料

- （1）位置図（施設等の整備予定箇所を記入したもの）
- （2）平面図（補助対象部分に内装木質化が含まれる場合は該当部分を着色すること）、立面図、断面図、仕上表、パース（外観及び内観）、備品姿図等
- （3）木拾い表（様式 15）、内装木質化面積計算表、積算書（内訳書、内訳明細書含む）等

様式 2

木の香る都市づくり事業計画書（実績書）

【① 施設の概要】

1	対 象 施 設 名 (用 途)		(用途：)		
2	所 在 地 (郵便番号)		〒		
3	建 築 主	建 築 主 名			事業実施主体 (該当部分に○印)
		住 所(郵便番号)	〒		
		担 当 者 名 ・ 所 属			
		電 話 ・ F A X	TEL	FAX	
4	設 計 者	設 計 者 名			
		住 所(郵便番号)	〒		
		担 当 者 名 ・ 所 属			
		電 話 ・ F A X	TEL	FAX	
5	施 工 者	施 工 者 名			
		住 所(郵便番号)	〒		
		担 当 者 名 ・ 所 属			
		電 話 ・ F A X	TEL	FAX	
6	事業内容		木造化・内装木質化・木製備品導入（該当部分に○） ※木製備品は木造化又は内装木質化と併せて導入する場合に限る		
7	全体工事期間		着工： ～竣工：		
	うち補助対象となる 木工事の工事期間		着手： ～完了：		
8	構造・規模等（延べ床面積）		木造 階建て 延べ床面積 m ²		
9	建築物の防・耐火上の要件		耐火建築物 ・ 準耐火建築物 ・ その他建築物		
10	防火上の地域区分		防火地域 ・ 準防火地域 ・ 法 22 条区域 ・ 無し		
11	施設の年間利用者数		人/年（実人数） 人/年（延べ人数）		

12	内装木質化施工概要		内装木質化面積 m ²	
			うちあいち認証材を使った内装木質化面積 m ²	
			うち利用者が限定されない PR 効果が高い内装木質化面積 m ²	
13	木製備品概要		備品名： 使用樹種： 個数：	
14	利用 木材	木材利用量 (うちあいち認証材)	木材利用量合計 m ³ (m ³) うち { 木造化 m ³ (m ³) { 内装木質化 m ³ (m ³) { 木製備品導入 m ³ (m ³)	
		部材名及び樹種 (うちあいち認証材)	部材名： m ³ 樹種： (部材名： m ³ 樹種：)	
		特殊材（長尺、大断面等）の利用	該当するものに○をつける ・長尺物（6m 以上の製材品、集成材等） ・大断面製材（150 角以上、梁せい 270mm 以上） ・大断面集成材 ・CLT、LVL 等 ・その他（ ）	
		あいち認証材の調達先（予定）		
		あいち認証材を 100%利用できない理由		
15	事業費	全体事業費 (総工事費)	円	
		うち補助対象事業費	円	
		補助対象事業費の内	木造化	円

		訳（※ 該当す るもの を記入）	内装木質化	円
			木製備品導入	円
16	補助対象事業費の負担区分		補助対象事業費	円
			県補助金	円
			自己資金	円

- ※ 面積、材積は、小数点以下第2位で記入（小数点第3位以下切り捨て）
- ※ 6 木製備品導入については、備品製作者が、愛知県産材認証機構の認定事業者又は推進事業者として登録されていることが必要。
- ※ 11 施設の年間利用者数については算出根拠を添付すること。年間利用者数は、利用状況報告（様式 12）の利用計画量となります。
- ※ 12 については内装木質化する場合のみ記入。
- ※ 15,16 補助対象事業費については、あいち森と緑づくり事業補助金交付要綱第4第2項に従い記載すること（消費税の取り扱い）。
- ※ 16 補助対象経費の負担区分の県補助金は、千円未満を切り捨てた額を記入。
- ※ 木拾い表（様式 15）、内装木質化面積計算表を添付すること。
- ※ 補助対象事業費の内訳として、積算書（内訳書、内訳明細書含む）を添付すること。
- ※ あいち認証材出荷証明書（実績報告時）、補助対象部分を着色した図面、写真（実績報告時）等を添付すること。

【② PR 等】

1	あいち認証材を利用するにあたり、意匠や構造技術等の工夫や特徴	① 新規性（都市部の木材利用のモデルとなる点を PR） ② 木の良さの訴求力（意匠性、木材の効果的な利用など） ③ 積極性（工法、構造等技術的な工夫、木質新建材の利用など） ④ 技術的波及性 ・コストを抑える設計工夫 ・防耐火等の法規制に対する設計工夫 ・木造の維持管理に対する設計工夫 ⑤ あいち認証材をより多く利用するための工夫（川上（木材生産）～川中・川下（製材・プレカット・流通）との連携など）
2	あいち認証材及び木の香る都市づくり事業を PR するための取組	① 施設利用者に対する PR の取組 ② 広く県民に対する PR の取組（情報発信の方法） ③ 施設の視察の受入れについて
3	建築物木材利用促進協定の締結状況	① 協定締結の有無 有 ・ 手続き中 ・ 無 （該当部分に○） （ ）※括弧内は協定の相手方を記入（手続き中も含む） ② 協定における木材利用に関する取組内容

※建築物木材利用促進協定を締結している場合は、その写しを添付してください。

※建築物木材利用促進協定締結が手続き中である場合は、申し入れ書の写し等、手続き中であることがわかる資料を添付してください。

※その他 PR 等にかかるものがある場合は、記載してください。

様式 3

(応募する皆様へ)

1

愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。
木の香る都市づくり事業実施要領第 5 の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、交付決定を取り消します。

2

この計画書に係る補助金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警察本部長に応募者の住所、氏名、電話番号その他の計画書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。

申立書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

事業実施主体 住所
名称
代表者名

木の香る都市づくり事業に応募するにあたり、当社が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを申し立てます。

役 員 一 覧 表

(氏名) カタカナ	氏 名	生年月日				性別	住 所	役職名
		元号	年	月	日			
(記入例) アイチ タロウ	愛知 太郎	S	40	1	1	男	愛知県名古屋市中区三の丸1-2	代表取締役

※氏名はカナと漢字でそれぞれ記載し、姓と名の間を1マス空けてください。

様式 4

木の香る都市づくり事業応募取下げ届

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで応募したこの事業について、下記の通り応募を取下げたく届け出ます。

記

1 応募施設名
所在地

2 応募取下げの理由

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

年度木の香る都市づくり事業の応募について（通知）

（※採択の場合）

年 月 日付けで提出された応募書については、下記のとおり補助対象事業に採択しました。

つきましては、木の香る都市づくり事業実施要領第 9 に基づき、補助金交付の手続きを行い、事業を実施してください。

なお、応募の内容を踏まえ採択を決定していることから、大幅な事業計画の変更による補助金交付申請は認められない場合がありますので、ご承知ください。

記

- 1 施 設 名
- 2 補助金の上限額 金 円
- 3 条件 補助金の上限額は、採択施設に対する補助額の上限を示すものであり、この通知をもって、最終的な補助額が確約されるものではない。

注）条件がない場合は、「3 条件」欄は記載不要

（※不採択の場合）

年 月 日付けで提出された応募書については、補助対象事業に選定されませんでした。

様式6

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

事業実施主体 住所
名称
代表者名

木の香る都市づくり事業変更計画書

年 月 日付け第 号で採択通知された事業について、事業計画を変更したいので、木の香る都市づくり事業実施要領に基づき、下記のとおり関係書類を提出します。

記

1 事業計画書（様式2）

※変更の内容が対比できるよう、上段に変更前、下段に変更後を記載する。

＜添付資料＞

- （1） 変更理由書
- （2） 施設位置図（施設等の整備予定箇所を記入したもの）
- （3） 図面等（※変更の内容が対比できるよう、変更前、変更後の該当部分を着色したものを添付）
 - ・平面図
 - ・立面図
 - ・断面図
 - ・仕上表
 - ・パース（外観及び内観）、備品姿図（※変更前・変更後）
- （4） 木拾い表
- （5） 内装木質化面積計算表（※変更前・変更後）
- （6） 積算書（内訳書、内訳明細書を含む）

添付資料においても、変更前、変更後の内容が対比できるものを添付すること。

様式 7

番 号
年 月 日

様

愛知県知事

年度木の香る都市づくり事業変更計画承認について（通知）

年 月 日付けで提出された事業変更計画書については、（下記の条件により）承認します。

記

1 施設名

2 補助金の上限額 金 円
(変更前：金 円)

3 条件

注) 条件がない場合は、「3 条件」欄は記載不要

様式 8

年度木の香る都市づくり事業着手届

番 号
年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

事業実施主体 住所
名称
代表者名

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった木の香る都市づくり事業について、下記のとおり着手しました。

記

1 対象施設名

2 事業実施主体名

〇 〇 〇 〇

3 事業の区分

〇 〇 〇 〇

4 事業着手年月日

年 月 日

様式 9

年度木の香る都市づくり事業早期着手協議書

番 号
年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

事業実施主体 住所
名称
代表者名

年 月 日付け 第 号で選定結果通知のあった下記事業の実施について、木の香る都市づくり事業実施要領第 11 の規定により協議します。

なお、この事業があいち森と緑づくり事業補助金交付要綱に基づく補助金事業として交付決定されない場合は、事業の施行に要する経費の全額を事業実施主体等で支弁します。

記

施 設 名	
事 業 の 区 分	
施 工 場 所	
補 助 対 象 事 業 費 (円)	
事 業 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
早 期 着 手 の 理 由	

(注) 1 名古屋市内については、農林基盤局長あてに協議するものとする。

番 号
年 月 日

○ ○ 殿

○ ○

年度木の香る都市づくり事業早期着手の承認について（通知）

年 月 日付 第 号の協議については、下記の条件を付けて承認します。

記

（条件）

- 1 補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に天災地変等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業実施主体等で負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。また、補助金事業として補助金が交付されなかった場合についても、その経費の全額を事業実施主体等で支弁すること。
- 3 事業着手から補助金交付決定通知を受ける期間においては原則として計画変更は行わないこととし、やむを得ず計画変更をする場合には事前に申し出ること。
- 4 知事又は知事の委任を受けた職員が、事業遂行のためにする指示又は通達を遵守すること。

様式 11

年度木の香る都市づくり事業早期着手届

番 号
年 月 日

〇〇農林水産事務所長 殿

事業実施主体 住所
名称
代表者名

年 月 日付 第 号の早期着手の承認について、下記のとおり早期着手しました。

記

1 施設名

2 事業の区分

☐ ☐ ☐ ☐

3 事業実施主体名

☐ ☐ ☐ ☐

4 施工場所

☐ ☐ ☐ ☐

5 事業着手年月日

年 月 日

木の香る都市づくり事業利用状況報告

事業実施主体 住所
名称
代表者名

施設名		施設所在地				事業の区分		事業実施年度			
						木造化・木質化・木製品導入					
施設導入後の利用状況											
利 用 計画量	年度		年度		年度		年度		年度		
	利用実績	利用率	利用実績	利用率	利用実績	利用率	利用実績	利用率	利用実績	利用率	
施設利用 者数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
木材利用による効果	(記載例) ・施設の木質化状況を見てテナント契約を決めた入居者様が多くを占め、想定よりも早くテナントが埋まっている。(80%契約) ・木造オフィスで働く約8割のスタッフから社員のコミュニケーションが増え、仕事のモチベーションが高まったとの入居した企業の高評価の声を得ている。		(記載例) ・施設の木質化状況を見てテナント契約を決めた入居者様が多くを占め、想定よりも早くテナントが埋まった。(100%契約) ・施設の木造・木質化状況をHPでPRしたところ、遠方から多数のお客様にご来店いただくことができた。		(記載例) ・施設の木質化により、企業イメージの向上や企業理念のPRができ、幅広い客層へのアプローチや人手の確保に確実に繋がっている。 ・周辺の店舗の関係者から、本施設の木造・木質化を参考にしたいという声をいただき、様々なアドバイスをを行っている。		(記載例) ・約8割のテナント利用者から、働くスタッフのモチベーションや生産性の向上に確実に繋がっていると声を得ている。 ・周辺の店舗に、木造・木質化の取組が広がっている。		(記載例) ・本施設の木質化を参考にしたいという問い合わせを受けて、様々なアドバイスを行い、実現につながった事例(〇〇〇オフィス)がある。 ・広範囲に木造・木質化の取組が広がり、木材利用を行った店舗の一体的なエリアとしてテレビ等で注目された。		
【利用状況写真】						【利用状況写真】					

※利用実績は毎年度追記し、過年度の実績も示すこと。
※利用状況写真については、報告する実績年度のものに毎年変更すること。
初回の報告時は、要領第15に基づき「愛知県産木材のPR」となる文言を記載した木製表示板等の掲示状況がわかる写真を含めること。

承諾書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

建築主（施設所有者） 住 所

名 称

代 表 者 名
連絡担当者（職名及び氏名）

電 話 番 号

木の香る都市づくり事業の下記施設に係る手続き及び補助金の受け取り等のすべての業務を事業実施主体が行うことを了承します。

また、県が行うアンケート調査、施設見学等の PR 等や事業実施主体が行う事業実施後 5 年間の施設利用状況報告に協力します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 対象施設名
- 4 対象施設所在地

※建築主（木製品導入の場合は施設所有者）以外の者が事業実施主体となる場合のみ提出。
連絡担当者に確認させていただく場合があります。

覚 書

事業実施主体は、建築主（施設所有者）に対して、下記施設に係る「木の香る都市づくり事業応募書」の内容、補助対象事業費及び補助金額について、十分に説明し、また、事業実施主体が補助金を受け取ることにについて事業実施主体、建築主（施設所有者）の両者は同意しております。

記

- 1 対象施設名
- 2 対象施設所在地

- 3 応募の補助対象事業費 円
- 4 応募の補助金額 円

建 築 主 住 所
(施設所有者)
名 称

(自署または押印)

代 表 者 名

事 業 実 施 主 体 住 所
名 称

(自署または押印)

代 表 者 名

様式 15

木拾い表

施設名:

[illegible]

※ 使用するすべての木材について記載すること。